

第84号議案

足立区花畠北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月20日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区花畠北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区花畠北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成8年足立区条例第46号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、土地区画整理事業における仮換地指定後、当該敷地に接する道路が法による道路となった場合は、この限りでない。

第5条第2項及び第3項を削る。

別表ウの欄中「ただし、土地区画整理事業における仮換地指定後、当該敷地が接する道路が建築基準法による道路となった場合は10分の8とする。」及び「ただし、土地区画整理事業における仮換地指定後、当該敷地が接する道路が建築基準法による道路となった場合は10分の6とする。」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。